



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・公有水面埋立ての免許の出願	漁 港 漁 場 課
・保安林の指定の予定（2件）	林 政 課
・保安林の指定の解除の予定	〃
・道路の供用開始	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	港 湾 課
◎ 公安委員会規則	
○長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	交 通 企 画 課

告 示

長崎県告示第714号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立ての免許の出願があった。
なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月13日

長崎県知事 中村 法道

1 出願事項

(1) 出願の年月日 令和2年10月2日

(2) 埋立ての出願をした者の住所氏名

名 称 長崎県

所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者氏名 長崎県知事 中村 法道

代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

(3) 埋立ての区域

ア 位置 [1区]

長崎県雲仙市小浜町北木指字上須賀721番2に接する国道及び721番7の地先公有水面

[2区-1]

長崎県雲仙市小浜町北木指字上須賀721番7、字上須賀721番4から字下須賀777番4に至る間に接する国道及び字下須賀777番12の地先公有水面

[2区-2]

長崎県雲仙市小浜町北木指字下須賀777番12、780番2から814番2を経て831番1に至る間に接する国道及び830番8の地先公有水面

イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積 736.26平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 長崎県雲仙市小浜町北木指字城3182番2に接する市道、3170番5に接する国道、3170番4、字上須賀721番2に接する里道、721番2、723番3に接する里道、723番3、725番、746番に接する里道、746番、747番、748番2、753番に接する里道、753番、721番4、754番3、755番2、721番8、721番7、721番7に接する突堤、字下須賀777番4、779番2、780番2、777番8、796番2、796番3、777番6、777番6に接する国道に接する堤防、813番2、814番2、814番2に接する市道、822番3、822番2、828番2、828番2に接する市道、829番2、829番2に接する里道、830番1、831番2、831番1、832番2、832番3、832番4、777番12、830番2、830番4、833番3、830番7、830番8、字鼻834番10、834番11、834番1、834番2、834番3、834番4、834番6、834番7、835番、字壺丁田18番1に隣接する里道、18番1、18番5、18番4、18番4に接する道、字上須賀721番2に接する里道から字下須賀814番2を経て字壺丁田18番4に接する道に至る間に接する国道の各地内並びに字城3170番5に接する国道から字下須賀777番12を経て830番8に至る地先公有水面

イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積 18,241.74平方メートル

(5) 埋立地の用途 道路用地、漁港施設用地

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県水産部漁港漁場課

長崎県島原市城内1丁目1205 長崎県島原振興局

長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地 雲仙市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

長崎県告示第715号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年11月13日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林予定森林の所在場所

南島原市西有家町見岳字赤迫2108

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第716号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年11月13日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林予定森林の所在場所

南島原市西有家町龍石字上中嶽366、375、字岩下1028

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第717号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除しようとする旨の通知を受けた。

令和2年11月13日

長崎県知事 中村 法道

- 1 解除予定保安林の所在場所
東彼杵郡東彼杵町坂本郷字カサ子1925の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
鉄道用地とするため

長崎県告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年11月13日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 奥ノ平時津線	西彼杵郡時津町日並郷字中曾根2213番7地先から 西彼杵郡時津町日並郷字中曾根2215番2地先まで	令和2年11月13日

公 告

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年11月13日

長崎県知事 中村 法道

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
空港用化学消防車（10000リットル級） 1台
 - (2) 購入物品の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和4年10月31日
 - (4) 納入場所
対馬空港（対馬市美津島町鶏知乙283）
 - (5) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ていること。
- (4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和2年11月27日 午後5時

4 入札参加条件

当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県土木部港湾課

（電話）095-894-3053

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和2年11月27日までの間（県の休日を除く。）

（場所）5の部局等とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の場所及び期日等

（場所）長崎県庁本館6階建築課入札室

（期日）令和3年1月18日 午後2時開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

（郵送による場合の入札書の受領期限等）

（受領期限）令和3年1月15日 午後5時（必着）

（提出先）長崎県土木部港湾課

（その他）郵送による場合は、書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 本契約は議会の議決を要するため、落札決定後は、仮契約を締結し、長崎県議会の議決を経た後、本契約を締結する。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Airport-Use Chemical-type Fire Engine (10000L class) 1 vehicle
- (2) Delivery period:
October 31, 2022
- (3) Delivery place :
Tsushima Airport (283 Kechiotsu Mitsushimacho, Tsushimashi)
- (4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date) :
5:00 p.m. January 15, 2021
- (5) Date and time for the opening of tender :
2:00 p.m. January 18, 2021
- (6) Point of Contact :
Ports & Harbors Division, Public Works Department, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL 095-894-3053

公安委員会規則

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月13日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

長崎県公安委員会規則第10号

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(車両通行止め、歩行者用道路等の交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。<u>ただし、当該車両の構造上、前面の見やすい箇所に掲出することができないときは、標章を携帯しなければならない。</u></p> <p>6～8 略</p> <p>(通行を禁止されている道路の通行の許可)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 署長は、歩行者用道路における通行の許可をしたときは、施行規則第5条第2項に規定する通行禁止道路通行許可証のほかに別記様式第3号の標章を交付するものとする。<u>ただし、標章を掲出することができない構造の車両に係る標章の交付については、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p> <p>(駐車禁止規制及び時間制限駐車区間規制の対象から除外する車両)</p> <p>第8条 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止、法第49条の3第2項又は第4項に規定する時間制限駐車区間の規制及び法第49条の4に規定する高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 前項第4号又は第5号に規定する標章の交付を受けようとする者は、同項第4号の標章にあつては別記様式第4号の除外車両指定申請書、同項第5号の標章にあつては別記様式第5号の除外車両指定申請書により除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する署長を経由して公安委員会に申請しなければならない。</p>	<p>(車両通行止め、歩行者用道路等の交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。</p> <p>6～8 略</p> <p>(通行を禁止されている道路の通行の許可)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 署長は、通行の許可をしたときは、施行規則第5条第2項に規定する通行禁止道路通行許可証のほかに別記様式第3号の標章を交付するものとする。<u>ただし、二輪の車両を除くものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(駐車禁止規制及び時間制限駐車区間規制の対象から除外する車両)</p> <p>第8条 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止、法第49条の3第2項又は第4項に規定する時間制限駐車区間の規制及び法第49条の4に規定する高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 秘匿捜査に使用中の車両</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 前項第5号又は第6号に規定する標章の交付を受けようとする者は、同項第5号の標章にあつては別記様式第4号、同項第6号の標章にあつては別記様式第5号の除外車両指定申請書により、除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する署長を経由して公安委員会に申請しなければならない。</p>

- 3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。
- (1) 第1項第5号に掲げる車両に係る標章
 - ア 略
 - イ 当該車両が第1項第5号に掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面
 - ウ 略
 - (2) 第1項第6号に掲げる車両に係る標章
 - ア 標章の交付を受けようとする者が第1項第6号に掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面
 - イ 略
 - 4 公安委員会は、第2項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る車両（第1項第6号に規定する標章を受けようとする者）にあっては、当該標章の交付を受けようとする者が第1項第5号又は第6号のいずれかに該当すると認めるときは、その有効期限を定めて標章を交付しなければならぬ。
 - 5 第1項第5号又は第6号に掲げる車両に係る標章（以下この条において単に「標章」という。）は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。
 - 6～8 略
 - 9 第1項第5号に規定する標章の様式は、別記様式第7号、同項第6号に規定する標章の様式は、別記様式第8号のとおりとする。
（高齢運転者等標章の申請等）
- 第8条の2 法第45条の2第1項の規定による公安委員会に対する普通自動車の届出又は同条第2項、同条第3項、同条第4項若しくは規則第6条の3の3の規定による公安委員会に対する高齢運転者等標章の申請、再交付の申請、返納若しくは記載事項の変更の届出は、署長を経由して行わなければならない。
（署長の駐車許可）
- 第9条 略
- 2及び3 略
- 4 前項の申請書による申請の場合には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。
- (1) 及び(2) 略
- 5～8 略
（運転者の遵守事項）
- 第14条 法第71条第6号の規定により車両又は路面電車（以下「車両等」という。）の運転者が遵守しなければならないものとして定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。
- (1) 第1項第4号に掲げる車両に係る標章
 - ア 略
 - イ 当該車両が第1項第4号に掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面
 - ウ 略
 - (2) 第1項第5号に掲げる車両に係る標章
 - ア 標章の交付を受けようとする者が第1項第5号に掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面
 - イ 略
 - 4 公安委員会は、第2項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る車両（第1項第5号に規定する標章を受けようとする者）にあっては、当該標章の交付を受けようとする者が第1項第4号又は第5号のいずれかに該当すると認めるときは、その有効期限を定めて標章を交付しなければならぬ。
 - 5 第1項第4号又は第5号に掲げる車両に係る標章（以下この条において単に「標章」という。）は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。
 - 6～8 略
 - 9 第1項第4号に規定する標章の様式にあっては別記様式第7号、同項第5号に規定する標章の様式にあっては別記様式第8号のとおりとする。
（高齢運転者等標章の申請等）
- 第8条の2 法第45条の2第1項の規定による公安委員会に対する普通自動車の届出又は同条第2項、同条第3項、同条第4項若しくは施行規則第6条の3の3の規定による公安委員会に対する高齢運転者等標章の申請、再交付の申請、返納若しくは記載事項の変更の届出は、署長を経由して行わなければならない。
（署長の駐車許可）
- 第9条 略
- 2及び3 略
- 4 前項の申請書による申請の場合には、次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。
- (1) 及び(2) 略
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、署長が必要と認める書面
- 5～8 略
（運転者の遵守事項）
- 第14条 法第71条第6号の規定により車両又は路面電車（以下「車両等」という。）の運転者が遵守しなければならないものとして定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(11) 略

(12) 路外から舗装された道路に入る場合は、車両に付着した泥土を道路に落とさないよう確認をし、かつ、必要な措置を講ずること。

(13) 略

(軽車両の乗車又は積載の制限)

第16条 法第57条第2項の規定により軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさが若しくは積載の方法の制限を超えて乗車させ、又は積載をして運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 自転車には運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(7) 16歳以上の運転者が小学校就学の始期に達するまでの子1人を幼児用座席に乗車させている場合

(4) 16歳以上の運転者が幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2人分の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの子2人を乗車させている場合

(7) 16歳以上の運転者が小学校就学の始期に達するまでの子1人を帯等で確実に背負っている場合（(4)に該当する場合を除く。）

(エ)及び(オ) 略

イ 略

(2)～(4) 略

(選任又は解任の届出)

第18条 略

2 前項の選任の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 安全運転管理者等の住民票の写し

(2)～(4) 略

3 略

第19条 削除

第20条 削除

(1)～(11) 略

(12) 路外から舗装された道路に入る場合は、車両に付着した泥土を道路に落とさないよう確認をし、かつ、必要な措置を講ずること。

(13) 略

(軽車両の乗車又は積載の制限)

第16条 法第57条第2項の規定により軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさが若しくは積載の方法の制限を超えて乗車させ、又は積載をして運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 自転車には運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(7) 16歳以上の運転者が幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）1人を幼児用座席に乗車させている場合

(4) 16歳以上の運転者が幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2人の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に幼児2人を乗車させている場合

(7) 16歳以上の運転者が幼児1人を帯等で確実に背負っている場合（(4)に該当する場合を除く。）

(エ)及び(オ) 略

イ 略

(2)～(4) 略

(選任又は解任の届出)

第18条 略

2 前項の選任の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 安全運転管理者等の戸籍抄本又は住民票の写し

(2)～(4) 略

3 略

(安全運転管理者証等の交付)

第19条 公安委員会は、前条第1項の選任の届出があつた場合において、その者が施行規則第9条の9に規定する要件を備えているときは、別記様式第19号の安全運転管理者の証又は別記様式第20号の副安全運転管理者の証（次条において「管理者証等」という。）を交付するものとする。

(管理者証等の再交付)

第20条 管理者証等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第21号の再交付申請書により公安委員会に再交付を申請することができるものとする。この場合において、当該再交付が管理者証等を汚損し、又は破損した

ことよときは、当該管理者証等を添付しななければならない。

(道路の使用の許可)

第28条 法第77条第1項第4号の規定により署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げるもの（第4号及び第6号から第9号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法の規定によりすることができず選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）とする。

(1) 道路にみこし、だし、おどり屋台等を出し、又はこれらを移動すること。

(2)～(10) 略

(臨時適性検査の通知等)

第42条 略

2 及び3 略

4 公安委員会は、運転免許の取得又は継続に関し相談があった場合において、当該相談が終了し運転免許の取得等が可能であると判断したときは、別記様式第38号の6の運転適性相談終了書を交付するものとする。

(免許証の記載事項の変更届出、再交付及び申請による取消し)

第44条 略

2 略

(免許証の更新の申請等)

第45条 略

2 現に受けている運転免許に係る免許証に法第91条の規定により運転免許の条件（身体の障害によるものに限るものとし、眼鏡等及び補聴器の使用を除く。）が付されている者が更新の申請を行う場合には、前項の規定にかかわらず、運転免課長を經由して行うものとする。

3 及び4 略

(運転経歴証明書の交付の申請等)

第45条の2 法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書の交付の申請及び施行規則第30条の13に規定する運転経歴証明書の再交付の申請は、別記様式第40号の運転経歴証明書交付申請書及び別記様式第41号の運転経歴証明書（再交付）申請書・記載事項変更届出書（登録票）に申請用写真を添付し、運転免課長又は署長を經由して行うものとする。ただし、試験場において法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書の交付の申請をする場合は、申請用写真の添付を要しない。

2 略

3 運転経歴証明書の交付を受けるときは、別記様式第40号の運転経歴証明書交

(道路の使用の許可)

第28条 法第77条第1項第4号の規定により署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げるもの（第4号及び第6号から第9号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法の規定によりすることができず選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）とする。

(1) 道路にみこし、山車、おどり屋台等を出し、又はこれらを移動すること。

(2)～(10) 略

(臨時適性検査の通知等)

第42条 略

2 及び3 略

4 公安委員会は、運転免許の取得又は継続に関し相談があった場合において、当該相談が終了し運転免許の取得等が可能であると判断したときは、別記様式第38号の6の安全運転相談終了書を交付するものとする。

(免許証の記載事項の変更届出、再交付及び申請による取消し)

第44条 略

2 略

3 免許証の再交付申請において、施行規則第21条第3項第3号の規定による申請用写真については、免許証の即日交付の場合はこれを要しない。

(免許証の更新の申請等)

第45条 略

2 現に受けている運転免許に係る免許証に法第91条の規定により新たに運転免許の条件（身体の障害によるものに限るものとし、眼鏡等及び補聴器の使用を除く。）が付されている者が更新の申請を行う場合には、前項の規定にかかわらず、運転免課長を經由して行うものとする。

3 及び4 略

(運転経歴証明書の交付の申請等)

第45条の2 法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書の交付の申請及び施行規則第30条の13に規定する運転経歴証明書の再交付の申請は、別記様式第40号の運転経歴証明書交付申請書及び別記様式第41号の運転経歴証明書（再交付）申請書・記載事項変更届出書（登録票）に必要な事項を記載の上、申請用写真を添付し、運転免課長又は署長を經由して行うものとする。ただし、試験場において法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書の交付の申請をする場合は、申請用写真の添付を要しない。

2 略

付申請書に必要な事項を記載しなければならない。

(停止処分者講習)

第48条 法第108条の2第1項第3号に規定する講習を受けようとする者は、運転免許の保留、運転免許の効力の停止又は自動車等の運転の禁止の通知を受けた後、次の表の区分に従い、運免課長又は署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

区 分	経 由 機 関
長崎県に住所地在有する者	運免課長
五島警察署の管轄区域に住所地在有する者	五島警察署長
新上五島警察署の管轄区域に住所地在有する者	新上五島警察署長
沓岐警察署の管轄区域に住所地在有する者	沓岐警察署長
対馬南・対馬北警察署の管轄区域に住所地在有する者	対馬南警察署長

(原付講習)

第50条 法第108条の2第1項第6号に規定する講習を受けようとする者は、次の表の区分に従い、運免課長又は署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

区 分	経 由 機 関
長崎県に住所地在有する者	略
雲仙警察署の管轄区域に住所地在有する者	雲仙警察署長
島原警察署の管轄区域に住所地在有する者	島原警察署長
南島原警察署の管轄区域に住所地在有する者	南島原警察署長
江迎警察署の管轄区域に住所地在有する者	江迎警察署長
松浦警察署の管轄区域に住所地在有する者	松浦警察署長

(停止処分者講習)

第48条 法第108条の2第1項第3号に規定する講習を受けようとする者は、運転免許の保留、運転免許の効力の停止又は自動車等の運転の禁止の通知を受けた後、運免課長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(原付講習)

第50条 法第108条の2第1項第6号に規定する講習を受けようとする者は、次の表の区分に従い、運免課長又は署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

区 分	経 由 機 関
長崎県に住所地在有する者	略
長崎県に住所地在有する者で試験場以外で受講する者	受講場所を管轄する署長

平戸警察署の管轄区域に住所地を有する者	平戸警察署長
五島警察署の管轄区域に住所地を有する者	五島警察署長
新上五島警察署の管轄区域に住所地を有する者	新上五島警察署長
壱岐警察署の管轄区域に住所地を有する者	壱岐警察署長
対馬南警察署の管轄区域に住所地を有する者	対馬南警察署
対馬北警察署の管轄区域に住所地を有する者	対馬北警察署

別表第2 (第16条の2 関係)

路 線 名	区 間
略	
一般県道 長崎式見港線	長崎県長崎市幸町71番から長崎県長崎市元船町14番36地先まで
略	

別表第3 (第38条関係)

区 分	内 容
略	
試 験	試験は、正確な法令履行及び正確な運転操作によって、道路及び交通の状況に応じて安全かつ円滑な走行ができるかどうかについて行うものとする。
課 場	略

別表第2 (第16条の2 関係)

路 線 名	区 間
略	
一般県道 長崎式見港線	長崎県長崎市幸町71番地先から長崎県長崎市元船町14番36地先まで
略	

別表第3 (第38条関係)

区 分	内 容
略	
試 験	試験は、正確な法令履行及び運転操作によって、道路及び交通の状況に応じて安全かつ円滑な走行ができるかどうかについて行うものとする。
課 場	略

<p>1 採点の範囲</p>	<p>採点は、乗車する時から下車する時までの間について行う。ただし、乗車地点から試験の起点に至るまでのならし走行中は採点しない。また、大型自動車及び中型自動車の技能審査については、後方間隔を実施するため方向変換コースに再進入するが、後方間隔を実施中は、「後方間隔不良」及び車体後部と立体障害物の「接触」以外は採点しない。</p> <p>なお、乗車する時には「安全措置不適」の減点細目についてのみ採点を行い、ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しない場合は、同時に「アクセルむら」、「エンスト」、「逆行」、「合図不履行等」及び「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目についても採点する。</p> <p>2～12 略</p> <p>13 特別コースの走行（二輪車の場合）</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 波状路コースの走行（大型二輪車に限る。）</p> <p>立ち姿勢（AT二輪車（オートマチック・トランスミッション）その他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型二輪車又は普通二輪車をいう。）の場合は着座姿勢により、できる限り遅い速度で走行すること。</p> <p>(4) 指定速度からの急停止</p> <p>指定速度（大型二輪車及び普通二輪車は40キロメートル毎時、小型二輪車は30キロメートル毎時の速度とする。）を保ち、指定位置（急制動開始線をいう。）で急制動を行い、車輪をロックさせずに急停止区間内で安定した停止をすること。</p> <p>(5) 略</p>
<p>内 試 験</p>	<p>略</p> <p>1 採点の範囲</p> <p>(1) 路上コースの採点は、乗車する時から下車する時までの間について行う。ただし、乗車地点から試験の起点に至るまでのならし走行中は採点しない。また、大型自動車及び中型自動車の技能審査については、後方間隔を実施するため方向変換コースに再進入するが、後方間隔を実施中は、「後方間隔不良」及び車体後部と立体障害物の「接触」以外は採点しない。</p> <p>なお、乗車する時には「安全措置不適」の減点細目についてのみ採点を行い、ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しない場合は、同時に「アクセルむら」、「エンスト」、「逆行」、「合図不履行等」及び「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目についても採点する。</p> <p>2～12 略</p> <p>13 特別コースの走行（二輪車の場合）</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 波状路コースの走行（大型二輪車に限る。）</p> <p>立ち姿勢（スクーター型の大型二輪車は着座姿勢）により、できる限り遅い速度で走行すること。</p> <p>(4) 指定速度からの急停止</p> <p>指定速度（大型二輪車及び普通二輪車は40キロメートル毎時、小型二輪車は30キロメートル毎時の速度とする。）を保ち、指定位置（急制動開始線をいう。）で急制動を行い、車輪をロックさせずに急停止区間内で安定した停止をすること。</p> <p>なお、指定速度に達しない速度で指定位置にさしかかった場合又は指定位置では指定速度に達していたが、その手前から制動を開始した場合は、試験官の指示に従って1回に限りやり直しをするものとする。</p> <p>(5) 略</p>
<p>題 履 行 条 件</p>	<p>略</p> <p>1 採点の範囲</p> <p>(1) 路上コースの採点は、乗車する時から下車する時までの間について行う。ただし、乗車地点から試験の起点に至るまでのならし走行中は採点しない。また、大型自動車及び中型自動車の技能審査については、後方間隔を実施するため方向変換コースに再進入するが、後方間隔を実施中は、「後方間隔不良」及び車体後部と立体障害物の「接触」以外は採点しない。</p> <p>なお、乗車する時には「安全措置不適」の減点細目についてのみ採点を行い、ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しない場合は、同時に「アクセルむら」、「エンスト」、「逆行」、「合図不履行等」及び「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目についても採点する。</p> <p>2～12 略</p> <p>13 特別コースの走行（二輪車の場合）</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 波状路コースの走行（大型二輪車に限る。）</p> <p>立ち姿勢（スクーター型の大型二輪車は着座姿勢）により、できる限り遅い速度で走行すること。</p> <p>(4) 指定速度からの急停止</p> <p>指定速度（大型二輪車及び普通二輪車は40キロメートル毎時、小型二輪車は30キロメートル毎時の速度とする。）を保ち、指定位置（急制動開始線をいう。）で急制動を行い、車輪をロックさせずに急停止区間内で安定した停止をすること。</p> <p>なお、指定速度に達しない速度で指定位置にさしかかった場合又は指定位置では指定速度に達していたが、その手前から制動を開始した場合は、試験官の指示に従って1回に限りやり直しをするものとする。</p> <p>(5) 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

までの場内コース走行中及び路上ならし走行中並びに場内の発着点において下車する場合は場内コース走行中は採点しない。

なお、乗車する時には「安全措置不適」の減点細目についてのみ採点を行い、路上ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しない場合は、路上ならし走行発進時に「アクセルむら」、「エンスト」、「逆行」、「合図不履行等」及び「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目についても採点する。また、場内の発着点において下車する場合には、場内の発着点に停車する際に「駐停車方法違反」、「駐車措置違反」、「合図不履行等」及び「安全不確認」等の駐車行為に係る減点細目について採点し、かつ、大型二種免許及び中型二種免許に係る路端への停車及び発進の3回目を場内の発着点等で実施する場合は、当該課題実施時に「停止位置不適」、「駐停車方法違反」、「合図不履行等」、「安全不確認」及び「後車妨害」等の当該課題の実施に係る減点細目についても採点する。

(2) 場内コースにおける方向変換の採点については、方向変換コースの出入口部に車体の一部が入り始めてから、方向変換を実施後に出入口部から車体の全部が出るまでの間について行う。ただし、採点範囲から出ている車体部分には、採点範囲外とする。

なお、大型自動車及び中型自動車については、後方間隔を実施するため方向変換コースに再進入するが、後方間隔を実施中は、「後方間隔不良」及び車体後部と立体障害物の「接触」以外は採点しない。

(3) 略

(4) 場内コースにおける鋭角コースの採点については、鋭角コースの採点範囲内に車体が入り始めてから、そのコースの範囲から車体が全部出るまでの間とする。ただし、採点範囲から出ている車体部分には採点範囲外とする。また、コース進入時の右左折行為のみに伴う後輪の脱輪は、採点範囲外とする。

2 略

3 路端への停車及び発進（準中型免許、普通免許、大型二種免許、中型二種免許及び普通二種免許の場合）

(1) 準中型免許及び普通免許に係る路端への停車及び発進は、

の起点に至るまでの場内コース走行中、場内ならし走行中、路上ならし走行中及び場内コースの降車地点において下車する場合は場内コース走行中は採点しない。

なお、乗車する時には「安全措置不適」の減点細目についてのみ採点を行い、路上ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しない場合は、路上ならし走行発進時に「アクセルむら」、「エンスト」、「逆行」、「合図不履行等」、「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目についても採点する。また、場内コースの降車地点において下車する場合には、場内の発着点に停車する際に「駐停車方法違反」、「駐車措置違反」、「合図不履行等」、「安全不確認」等の駐車行為に係る減点細目について採点し、かつ、大型二種免許及び中型二種免許に係る路端への停車及び発進の3回目を場内の発着点等で実施する場合は、当該課題実施時に「停止位置不適」、「駐停車方法違反」、「合図不履行等」、「安全不確認」、「後車妨害」等の当該課題の実施に係る減点細目についても採点する。

(2) 場内コースにおける方向変換の採点については、方向変換コースの出入口部の採点範囲内に車体の一部が入り始めてから、方向変換を実施後に出入口部の採点範囲から車体の全部が出るまでの間について行う。ただし、採点範囲から出ている車体部分については、採点しない。

なお、大型自動車及び中型自動車については、後方間隔を実施するため方向変換コースに再進入するが、後方間隔を実施中は、「後方間隔不良」及び車体後部と立体障害物の「接触」以外は採点しない。

(3) 略

(4) 場内コースにおける鋭角コースの採点については、鋭角コースの採点範囲内に車体が入り始めてから、そのコースの採点範囲から車体の全部が出るまでの間とする。ただし、採点範囲から出ている車体部分及びコース進入時の右左折行為のみに伴う後輪の脱輪については、採点しない。

2 略

3 路端への停車及び発進（準中型免許、普通免許、大型二種免許、中型二種免許及び普通二種免許の場合）

(1) 準中型免許及び普通免許の場合は、試験官からの「停車

可能な場所で停車してください。」という趣旨の合図の後、合理的かつ速やかに停車すること。

(2) 大型第二種免許及び中型第二種免許の場合は、試験官から指定された目標物を車両の中央ドア（前部ドア）もしくは幅おおむね1メートルの中央ドアを想定した表示)の中心に合わせて停車すること。

なお、路端への停車及び発進は3回実施するが、路上で2回しかできなかった場合、3回目については場内の発着点等で実施することとする。

(3) 普通第二種免許の場合は、試験官から目標物を指定されたときは、指定された目標物を左側後部のドアの中心に合わせて停車すること。また、試験官から「停車可能な場所で停車してください。」という趣旨の合図があったときは、合理的に最も近接した場所に停車することとするが、停車禁止場所を含まない場合は、試験官から「停車可能な場所で停車してください。」という趣旨の合図があったときは、合理的に最も近接した場所を避けた上で合理的に最も近接した場所に停車することとする。

なお、指定場所における停車は1回、直前合図による停車は3回(うち停車禁止場所を含まない場合は1回)実施することとする。

(4) 路端に停車する際には、ドアを開ける分の幅は考慮しないこととし、停車時は、ギアをニュートラル(AT車はパーキング)とし、ハンド(駐車)ブレーキ、ブレーキペダル等によるブレーキを効かせていること。また、試験官の発進合図の後に発進すること。

4～6 略

7 方向変換(場内コースの場合)
方向変換は、コース凹部に後退で入ること。ただし、大型自動車及び中型自動車に係る試験については、後方間隔も実施する。

8 縦列駐車(場内コースの場合)
コースに平行して停止した後、後退を開始し、駐車範囲内(縦列駐車コースに設置された立体障害物の右側端を結ぶ線の内側)に車体の全部を入れた後に発進すること。ただし、大型自動車及び中型自動車に係る試験については、後方間隔も実施する。

9 後方間隔(大型自動車及び中型自動車の場内コースの場合)
試験官の誘導により方向変換コース又は縦列駐車コースに

試験官からの「停車可能な場所で停車してください。」という趣旨の合図の後、合理的かつ速やかに停車すること。

(2) 大型第二種免許及び中型第二種免許に係る路端への停車及び発進は、指定された目標物を車両の中央ドア（前部ドア）もしくは幅おおむね1メートルの中央ドアを想定した表示)の中心に合わせて停車すること。

路端への停車及び発進は3回実施するが、路上で2回しかできなかった場合は、3回目の路端への停車及び発進は場内の発着点等で実施することとする。

(3) 普通第二種免許に係る路端への停車及び発進における指定場所による停車は、指定された目標物を左側後部のドアの中心に合わせてすること。また、直前合図による停車は、試験官からの「停車可能な場所で停車してください。」という趣旨の合図の後、合理的に最も近接した場所に停車することとするが、停車禁止場所を含まない場合は、試験官から「停車可能な場所で停車してください。」という趣旨の合図の後、合理的に最も近接した場所を避けた上で合理的に最も近接した場所に停車することとする。

指定場所における停車は1回、直前合図による停車は3回実施することとする。

(4) 路端に停車する際には、ドアを開ける分の幅は考慮しないこととし、停車時は、シフトレバーはニュートラル(AT車はパーキング)とし、サイドブレーキ及びブレーキペダル等によるブレーキを効かせていること。また、試験官の発進合図の後に発進すること。

4～6 略

7 方向変換(場内コースの場合)
方向変換は、コース凹部に後退で入ること。ただし、大型自動車及び中型自動車に係る試験については、後方間隔も実施すること。

8 縦列駐車(場内コースの場合)
コースに平行して停止した後、後退を開始し、駐車範囲内(縦列駐車コースに設置された立体障害物の右側端を結ぶ線の内側)に車体の全部を入れた後に発進すること。ただし、大型自動車及び中型自動車に係る試験については、後方間隔も実施すること。

9 後方間隔(大型自動車及び中型自動車の場内コースの場合)
試験官の誘導により方向変換コース又は縦列駐車コースに

	<p>後退で進入した後に、車体後部の中央部分と方向変換コース又は縦列駐車コースに設置された障害物（方向変換コースに後方障害物が設置されていない等の理由がある場合は、運転者が視認できる高さの適当な場所に設置された障害物）との距離を、後退して0.5メートル以内とすること。最初の後退で0.5メートル以内とすることができなかった場合は、<u>1回だけ</u>やり直しをするものとする。</p> <p>10及び11 略</p>						
<p>試験中止事項</p>	<p>略</p> <p>試験官補助 試験中に、危険を回避するため試験官がブレーキ若しくはハンドドルを操作した場合又は試験を同乗以外の方法で行うとき等、試験官が直接ブレーキ等の操作ができないときに、口頭による指示等の手段により<u>これにかわる補助を行った場合</u></p>						
<p>採点基準</p>	<p>略</p> <p>採点は、次に定める減点事項に該当するものについて、減点して行うものとする。ただし、特別減点細目については、<u>2回以上該当した場合に、その全てを減点する。</u></p> <p>注 (1) 減点数欄の○印は特別減点細目を示す。 (2) 及び(3) 略</p>						
<p>1～3 略</p>							
<p>4 合図及び安全確認</p>							
<p>減点細目</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1168 757 1232 967">減点数</td> <td colspan="2" data-bbox="1168 221 1305 757">減点事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1168 757 1232 967"></td> <td data-bbox="1232 757 1305 833">路上</td> <td data-bbox="1232 833 1305 967">場内</td> </tr> </table>	減点数	減点事項			路上	場内
減点数	減点事項						
	路上	場内					
<p>略</p>							

	<p>後退で進入した後に、車体後部の中央部分と方向変換コース又は縦列駐車コースに設置された障害物（方向変換コースに後方障害物が設置されていない等の理由がある場合は、運転者が視認できる高さの適当な場所に設置された障害物）との距離を、後退して0.5メートル以内とすること。最初の後退で0.5メートル以内とすることができなかった場合は、<u>1回に限</u>りやり直しをするものとする。</p> <p>10及び11 略</p>						
<p>試験中止事項</p>	<p>略</p> <p>試験官補助 試験中に、危険を回避するため試験官がブレーキ若しくはハンドドルを操作した場合又は試験を同乗以外の方法で行うとき等、試験官が直接ブレーキ等の操作ができないときに、口頭による指示等の手段により<u>これに代わる補助を行った場合</u></p>						
<p>採点基準</p>	<p>略</p> <p>採点は、次に定める減点事項に該当するものについて、減点して行うものとする。ただし、特別減点細目に該当するものについては、<u>1回目は減点を保留するが、2回以上該当した場合は、遡って1回目からその全てを減点する。</u></p> <p>注 (1) 減点数欄の○印は、特別減点細目を示す。 (2) 及び(3) 略</p>						
<p>1～3 略</p>							
<p>4 合図及び安全確認</p>							
<p>減点細目</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1168 1711 1232 1971">減点数</td> <td colspan="2" data-bbox="1168 1164 1305 1711">減点事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1168 1711 1232 1971"></td> <td data-bbox="1232 1711 1305 1792">路上</td> <td data-bbox="1232 1792 1305 1971">場内</td> </tr> </table>	減点数	減点事項			路上	場内
減点数	減点事項						
	路上	場内					
<p>略</p>							

合図不履 行等（右 左折）	5	⑤	右折又は左折する <u>場合に、法第53条第1項又は第4項に違反したとき。</u>
合図不履 行等（環 状交差点）	5	-	環状交差点を出る <u>場合に、法第53条第2項又は第4項に違反したとき。</u>
安全不確 認	10	10	法第33条第1項（停止を除く。）、法第36条第4項前段、法第37条の2第3項前段若しくは法第71条第1項第4号の3に違反した場合又は安全確認が必要な場合に安全を確認しない <u>とき。</u>
5 制動			
減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
略			
制動操作 不良	⑤	⑤	ブレーキの構えをしない場合、ブレーキを数回に分けて踏まない場合、一時停止中にブレーキをかけていない場合、路端停車中にシフトレバーはニュートラル、サイドブレーキを引きブレーキ等によるブレーキを利かせていない場合、二輪車でブレーキ側の足をつけて停止若しくは発進した場合又はブレーキ操作が円滑でない場合
略			
前後輪ブ レーキ不	二	10	二輪車において制動時に前輪ブレーキ及び後輪ブレーキを使用しない場合

合図不履 行等（右 左折）	5	⑤	右折又は左折する <u>場合に法第53条第1項又は第4項に違反したとき。</u>
合図不履 行等（環 状交差点）	5	-	環状交差点を出る <u>場合に法第53条第2項又は第4項に違反したとき。</u>
安全不確 認	10	10	法第33条第1項（停止を除く。）、法第36条第4項前段、法第37条の2第3項前段若しくは法第71条第1項第4号の3に違反した場合又は安全確認が必要な場合に安全を確認しない <u>場合</u>
5 制動			
減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
略			
制動操作 不良	⑤	⑤	ブレーキの構えをしない場合、ブレーキを数回に分けて踏まない場合、一時停止中にブレーキをかけていない場合、路端への停車及び発進の課題による停車中にギアをニュートラル（A.T車はパーキング）とし、ハンドブレーキ、ブレーキペダル等によるブレーキを効かせていない場合、二輪車でブレーキペダル側の足をつけて停止若しくは発進した場合又はブレーキ操作が円滑でない場合
略			

使用					
略					
6 略					
7 車体感覚					
減点細目	減点数	路上	場内	減点事項	
		10	5		
略					
巻き込み防止措置不適	10	5	四輪車が左折する場合は、 <u>環状交差点</u> に入る場合に、 <u>巻き込み</u> を防止する措置をしないとき。		
略					
後方間隔不良	—	10	大型自動車又は中型自動車で <u>後退</u> をし、 <u>後部車体</u> と障害物の間に指示した間隔が保てない場合		
8 略					
9 進路変更等					
減点細目	減点数	路上	場内	減点事項	
		10	5		
略					
進路変更(交差点)	10	5	法第25条第1項前段若しくは第2項前段、法第34条第1項前段若しくは第2項前段又は法第35条の2第1項前段若しくは第2項前段に		

略					
6 略					
7 車体感覚					
減点細目	減点数	路上	場内	減点事項	
		10	5		
略					
巻き込み防止措置不適	10	5	四輪車が左折する場合は、 <u>環状交差点</u> に入る場合に、 <u>巻き込み</u> を防止する措置をしないとき。		
略					
後方間隔不良	—	10	大型自動車又は中型自動車で <u>後退</u> をし、 <u>後部車体</u> と障害物の間に指示した間隔が保てない場合		
8 略					
9 進路変更等					
減点細目	減点数	路上	場内	減点事項	
		10	5		
略					
進路変更(交差点)	10	5	法第25条第1項前段若しくは第2項前段、法第34条第1項前段、 <u>第2項前段</u> 若しくは第4項前段又は法第35条の2第1項前段若しくは		

違反した場合					
略					
後車妨害	危	危	危	法第26条の2第2項に違反した場合は進路変更の時機を失い、車両の妨害となった場合	
10 直進、右左折等					
減点細目	減点数		減点事項		
	路上	場内			
右左折方 法違反	5	5	法第34条第1項後段若しくは第2項後段又は法第35条の2第1項後段若しくは第2項後段(いずれも徐行を除く。)に違反した場合		
安全進行 違反	10	10	法第36条第4項後段又は法第37条の2第3項後段に違反した場合		
課題不履 行	10	-	技量未熟等のため余裕を持って行える状況にもかかわらず、 <u>停車又は転回をしない場合</u>		
徐行違反	20	20	法第25条第1項若しくは第2項(いずれも徐行のみ)、法第31条ただし書、法第34条第1項後段若しくは第2項後段(いずれも徐行のみ)、法第35条の2第1項後段若しくは第2項後段(いずれも徐行のみ)、法第36条第3項、法第37条の2第2項又は法第42条に違反した場合		
略					

第2項前段に違反した場合又は転回する直前に、左にハンドル操作をした場合					
略					
後車妨害	危	危	危	法第26条の2第2項に違反した場合は進路変更の時機を失い、車両の妨害となった場合	
10 直進、右左折等					
減点細目	減点数		減点事項		
	路上	場内			
右左折方 法違反	5	5	法第34条第1項後段、第2項後段若しくは第4項後段又は法第35条の2第1項後段若しくは第2項後段(いずれも徐行を除く。)に違反した場合		
安全進行 違反	10	10	法第36条第4項後段若しくは法第37条の2第3項後段に違反した場合は黄信号になる前に交差点を通過しようとして交差点の手前から速度を増した場合		
課題不履 行	10	-	技量未熟等のため余裕を持って行うことのできる状況にもかかわらず、 <u>停車又は転回をしない場合</u>		
徐行違反	20	20	法第25条第1項若しくは第2項(いずれも徐行のみ)、法第31条ただし書、法第34条第1項後段、第2項後段若しくは第4項後段、法第35条の2第1項後段若しくは第2項後段(いずれも徐行のみ)、法第36条第3項、法第37条の2第2項又は法第42条に違反した場合		
略					

交差点等 進入禁止 違反	20	20	法第50条第1項若しくは第2項に違反した場合又は黄色の信号が表示された場合において停止位置に近接しているため安全に停止することができないにもかかわらず横断歩道若しくは自転車横断帯又は交差道路に入って停止したとき。
略			
11 略			
12 最高速度、踏切通過及び駐車等			
減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
略			
踏切不停 止等	危	危	法第33条第1項(安全確認を除く。)若しくは第2項又は法第50条第2項(踏切のみ)に違反した場合
略			
安全運転 意識	10	—	他の交通に迷惑を与えたり危険を及ぼしたりして安全に運転しようとする意識がない場合
略			
合格 基準	試験の成績は100点満点とし、免許の種類ごとに次に掲げる得点のものを合格とする。 1 第二種免許は80点以上 2 第一種免許、準中型仮免許及び普通仮免許は70点以上 3 大型仮免許及び中型仮免許は60点以上		

交差点等 進入禁止 違反	20	20	法第50条第1項若しくは第2項に違反した場合又は黄色の信号が表示された場合において停止位置に近接しているため安全に停止することができないにもかかわらず横断歩道若しくは自転車横断帯又は交差道路に入って停止したとき。
略			
11 略			
12 最高速度、踏切通過及び駐車等			
減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
略			
踏切不停 止等	危	危	法第33条第1項(安全確認を除く。)若しくは第2項又は法第50条第2項(踏切のみ)に違反した場合
略			
安全運転 意識	10	—	他の交通に迷惑を与えたり危険を及ぼしたりして安全に運転しようとする意識がない場合
略			
合格 基準	試験の成績は100点満点とし、免許の種類ごとに次に掲げる得点のものを合格とする。 1 第二種運転免許は、80点以上 2 第一種運転免許、準中型仮免許及び普通仮免許は、70点以上 3 大型仮免許及び中型仮免許は、60点以上		

別記様式第1号 (第5条関係)

通行禁止除外車両指定申請書 長崎県公安委員会 殿 年 月 日 (印)	
事業所責任者名	電話
主たる運転者氏名	
除外の指定を受けようとする車両番号	
通行許可を受けようとする区域、区間	
除外指定を必要とする事由	
標章番号	年 月 日交付
交付年月日・期間	年 月 日まで
警察署長意見	
備考	

別記様式第1号 (第5条関係)

通行禁止除外車両指定申請書 長崎県公安委員会 殿 年 月 日	
事業所責任者名	電話
主たる運転者氏名	
除外の指定を受けようとする車両番号	
通行許可を受けようとする区域、区間	
除外指定を必要とする事由	
標章番号	年 月 日交付
交付年月日・期間	年 月 日まで
警察署長意見	
備考	

別記様式第4号 (第8条関係)

No. _____ 駐 車 禁 止 時間制限駐車区間規制 除外車両指定申請書 長崎県公安委員会 殿 申請者 住 所 氏 名 年 月 日 (印)	
事業所の所在地	
事業所名及び責任者名	電話
車両番号	
理由 (用務の具体的内容)	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

別記様式第4号 (第8条関係)

No. _____ 駐 車 禁 止 時間制限駐車区間規制 除外車両指定申請書 長崎県公安委員会 殿 申請者 住 所 氏 名 年 月 日	
事業所の所在地	
事業所名及び責任者名	電話
車両番号	
理由 (用務の具体的内容)	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

別記様式第5号 (第8条関係)

No. _____ 駐 車 禁 止 除外車両指定申請書 時間制限駐車区間規制 (身体障害者等使用車両) 長崎県公安委員会 殿 年 月 日 住 所 申請者 氏 名 (印)	
使 用 者 (身体障害者) の 住 所 氏 名	電 話
車 両 所 有 者 (使 用 者) の 住 所 氏 名 ※ 車両を特定する 場合に記載する。	電 話
車 両 登 録 番 号 車 両 を 特 定 する 場 合 に 記 載 する。	電 話
理 由 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 医療受給者証 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾患児手帳 の交付を受け、歩行が困難なため。	
期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
備 考	使用者(身体障害者等)の障害程度 手帳種別 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 医療受給者証 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾患児手帳 等級等

別記様式第5号 (第8条関係)

No. _____ 駐 車 禁 止 除外車両指定申請書 時間制限駐車区間規制 (身体障害者等使用車両) 長崎県公安委員会 殿 年 月 日 住 所 申請者 氏 名	
使 用 者 (身体障害者) の 住 所 氏 名	電 話
車 両 所 有 者 (使 用 者) の 住 所 氏 名 ※ 車両を特定する 場合に記載する。	電 話
理 由 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 医療受給者証 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾患児手帳 の交付を受け、歩行が困難なため。	
期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
備 考	使用者(身体障害者等)の障害程度 手帳種別 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 医療受給者証 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾患児手帳 等級等

別記様式第7号 (第8条関係)

(表面)	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 駐車禁止除外指定車 署 No. _____ 発行日 _____年 ____月 ____日 </div> <div style="text-align: right;"> 18cm 13cm </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <h2 style="margin: 0;">使用中</h2> <h1 style="margin: 0;">号</h1> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 運転者の連絡先/用務先 別紙のとおり </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <h2 style="margin: 0;">有効期限</h2> <h1 style="margin: 0;">年 ____月 ____日まで</h1> <h2 style="margin: 0;">長崎県公安委員会</h2> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> 印 </div> </div>	
<p>備考 緑線の色は緑色とする。</p> <p>(裏面)</p> <p>注意事項</p> <p>1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。</p> <p>※ 次のような駐車はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条及び同法第76条の8) ● 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項) ● 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条) ● 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項) ● 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項) <p>2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。</p> <p>3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出して下さい。</p> <p>4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従って下さい。</p> <p>5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。</p> <p>6 次の場合は、この標章(2)の場合は発見した標章)を速やかに返納して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 有効期限が経過したとき。 (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。 (3) 使用する必要がなくなったとき。 		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 被交付者等(法人等)については、当該法人等の所在地及び法人名等を記載) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="width: 30%;">住所</div> <div style="width: 30%;">氏名</div> </div>		

別記様式第7号 (第8条関係)

(表面)	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 駐車禁止除外指定車 署 No. _____ 発行日 _____年 ____月 ____日 </div> <div style="text-align: right;"> 18cm 13cm </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <h2 style="margin: 0;">使用中</h2> <h1 style="margin: 0;">号</h1> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 運転者の連絡先/用務先 別紙のとおり </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <h2 style="margin: 0;">有効期限</h2> <h1 style="margin: 0;">年 ____月 ____日まで</h1> <h2 style="margin: 0;">長崎県公安委員会</h2> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> 印 </div> </div>	
<p>備考 緑線の色は緑色とする。</p> <p>(裏面)</p> <p>注意事項</p> <p>1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。</p> <p>※ 次のような駐車はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条及び同法第76条の8) ● 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項) ● 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条) ● 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項) ● 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項) <p>2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。</p> <p>3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出して下さい。</p> <p>4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従って下さい。</p> <p>5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。</p> <p>6 次の場合は、この標章(2)の場合は発見した標章)を速やかに返納して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 有効期限が経過したとき。 (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。 (3) 使用する必要がなくなったとき。 		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 被交付者等(法人等)については、当該法人等の所在地及び法人名等を記載) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="width: 30%;">住所</div> <div style="width: 30%;">氏名</div> </div>		

別記様式第8号（第8条関係）

(表面)	<div style="display: flex; justify-content: space-between; border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;"> 18cm 13cm </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p style="text-align: center;">駐車禁止除外指定車</p> <p style="font-size: small;">(身体障害者等使用車両)</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>署 No. _____</p> <p>発行日 年 月 日</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">使用中</p> <p style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">号</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px; text-align: center;"> <p>運転者の連絡先/用務先 別紙のとおり</p> </div> <div style="margin-top: 5px; text-align: center;"> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">有効期限 年 月 日まで</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">長崎県公安委員会 <input type="checkbox"/></p> </div> </div>
(裏面)	<p>備考 緑線の色は緑色とする。</p> <p>注意事項</p> <p>1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外では使用できません。</p> <p>※ 次のような駐車はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条及び同法第75条の8) ● 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項) ● 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条) ● 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項) ● 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項) <p>2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。</p> <p>3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出して下さい。</p> <p>4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従って下さい。</p> <p>5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。</p> <p>6 次の場合は、この標章(2)の場合は発見した標章)を速やかに返納して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 有効期限が経過したとき。 (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。 (3) 使用する必要がなくなったとき。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>被交付者等</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> </div>

別記様式第8号（第8条関係）

(表面)	<div style="display: flex; justify-content: space-between; border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;"> 18cm 13cm </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p style="text-align: center;">駐車禁止除外指定車</p> <p style="font-size: small;">(身体障害者等使用車両)</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>署 No. _____</p> <p>発行日 年 月 日</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">使用中</p> <p style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">号</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px; text-align: center;"> <p>運転者の連絡先/用務先 別紙のとおり</p> </div> <div style="margin-top: 5px; text-align: center;"> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">有効期限 年 月 日まで</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">長崎県公安委員会 <input type="checkbox"/></p> </div> </div>
(裏面)	<p>備考 緑線の色は緑色とする。</p> <p>注意事項</p> <p>1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外では使用できません。</p> <p>※ 次のような駐車はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条及び同法第75条の8) ● 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項) ● 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条) ● 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項) ● 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項) <p>2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。</p> <p>3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出して下さい。</p> <p>4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従って下さい。</p> <p>5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。</p> <p>6 次の場合は、この標章(2)の場合は発見した標章)を速やかに返納して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 有効期限が経過したとき。 (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。 (3) 使用する必要がなくなったとき。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>被交付者等</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> </div>

別記様式第9号 (第9条関係)

駐 車 許 可 申 請 書 警察署長 殿		年 月 日
車両の種類別	申請者 住所 業名 氏名 電話番号 () 印) 登録 (車両) 番号	
駐車期間	年 月 日から 年 月 日まで	
駐車時間	<input type="checkbox"/> 「別記様式第9号の2」記載のとおり <input type="checkbox"/> 午 (前・後) 時 分から 午 (前・後) 時 分まで	
駐車場所	<input type="checkbox"/> 「別記様式第9号の2」記載のとおり <input type="checkbox"/>	
駐車の目的		
運 転 者	住所 氏名 電話番号 (- -)	
緊急時の連絡先	名称又は氏名 電話番号 (- -) 名称又は氏名 電話番号 (- -)	
備 考		

(注意事項)
 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって代えて署名することができる。
 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記載する。
 2 駐車の場所が2か所以上ある場合には、場所・時間を「別記様式第9号の2」に記載し、本申請書とともに提出する。
 3 緊急時の連絡先の欄には、緊急に連絡する必要がある場合には常に連絡が取れ、駐車許可証を提出した際に公になっても差し支えない名称又は氏名及び電話番号を記載する。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号 (第9条関係)

駐 車 許 可 申 請 書 警察署長 殿		年 月 日
車両の種類別	申請者 住所 業名 氏名 電話番号 () 登録 (車両) 番号	
駐車期間	年 月 日から 年 月 日まで	
駐車時間	<input type="checkbox"/> 「別記様式第9号の2」記載のとおり <input type="checkbox"/> 午 (前・後) 時 分から 午 (前・後) 時 分まで	
駐車場所	<input type="checkbox"/> 「別記様式第9号の2」記載のとおり <input type="checkbox"/>	
駐車の目的		
運 転 者	住所 氏名 電話番号 (- -)	
緊急時の連絡先	名称又は氏名 電話番号 (- -) 名称又は氏名 電話番号 (- -)	
備 考		

(注意事項)
 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって代えて署名することができる。
 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記載する。
 2 駐車の場所が2か所以上ある場合には、場所・時間を「別記様式第9号の2」に記載し、本申請書とともに提出する。
 3 緊急時の連絡先の欄には、緊急に連絡する必要がある場合には常に連絡が取れ、駐車許可証を提出した際に公になっても差し支えない名称又は氏名及び電話番号を記載する。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第12号 (第12条関係)

信号機 設置管理 設置及び管理 長崎県公安委員会 殿		年 月 日
設置理由及び用途 設置予定年月日 設置場所 設置期間 信号機の種類 取扱責任者 住所(勤務地) 氏名 電話		委任申請書 申請者住所 氏名 (印)
その他必要事項		

備考 設置場所の平面図、信号機の取付図及び構造図その他必要な図面を添付すること。

別記様式第12号 (第12条関係)

信号機 設置管理 設置及び管理 長崎県公安委員会 殿		年 月 日
設置理由及び用途 設置予定年月日 設置場所 設置期間 信号機の種類 取扱責任者 住所(勤務地) 氏名 電話		委任申請書 申請者住所 氏名
その他必要事項		

備考 設置場所の平面図、信号機の取付図及び構造図その他必要な図面を添付すること。

別記様式第14号 (第13条関係)

信号機 設置及び管理 設置 管理 委任解除申請書 年 月 日		申請者 住所 氏名 (印)	
設置年月日	設置場所	信号機の種別型式	解除申請の理由
備		考	

別記様式第14号 (第13条関係)

信号機 設置及び管理 設置 管理 委任解除申請書 年 月 日		申請者 住所 氏名	
設置年月日	設置場所	信号機の種別型式	解除申請の理由
備		考	

別記様式第16号 (第18条関係)

※整理番号

安全運転管理者に関する届出書

長崎県公安委員会 殿

届出者の住所・氏名
(本人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

住所 氏名 (印)

安全運転管理者を選任したのでお届けします。

選任年月日	年 月 日	名称	自動車	業種別	1. 官公署 2. 公社公団等 3. 農業 4. 林業 5. 漁業 6. 製造業 7. 建設業 8. 卸売業 9. 小売業 10. 不動産業 11. 金融保険業 12. 運輸業 13. 電気ガス 14. 通信業 15. サービス業 16. その他
安全運転管理者氏名	(ふりがな)	職位	自動車の使用の本拠地		
氏名	生年月日 (年齢)	3 (歳)	1 運転管理の実務経験 2年以上で公安委員会の講習修了	2 運転管理の実務経験 1年以上で公安委員会の講習修了	
	資格要件				
職務上の地位		勤務期間	勤務所名	職名	
自至					
自至					
自至					
自至					
解任年月日	年 月 日	氏名	1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()		
前安全運転管理者					
備考					

届出書の記載要領

- ※印欄は記載しないこと。
- 安全運転管理者を変更するときは、必ず前安全運転管理者名、解任事由を記入すること。

(注) 届出書には次の書類を添付してください。

- 履歴書
- 住民票の写し
- 管理履歴書 (証明の範囲は安全運転管理者としての管理歴を証明する程度のもの)
- 運転免許を有する安全運転管理者等については自動車安全運転センターの発行する運転記録証明書

別記様式第16号 (第18条関係)

※整理番号

安全運転管理者に関する届出書

長崎県公安委員会 殿

届出者の住所・氏名
(本人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

住所 氏名 (印)

安全運転管理者を選任したのでお届けします。

選任年月日	年 月 日	名称	自動車	業種別	1. 官公署 2. 公社公団等 3. 農業 4. 林業 5. 漁業 6. 製造業 7. 建設業 8. 卸売業 9. 小売業 10. 不動産業 11. 金融保険業 12. 運輸業 13. 電気ガス 14. 通信業 15. サービス業 16. その他
安全運転管理者氏名	(ふりがな)	職位	自動車の使用の本拠地		
氏名	生年月日 (年齢)	3 (歳)	1 運転管理の実務経験 2年以上で公安委員会の講習修了	2 運転管理の実務経験 1年以上で公安委員会の講習修了	
	資格要件				
職務上の地位		勤務期間	勤務所名	職名	
自至					
自至					
自至					
自至					
解任年月日	年 月 日	氏名	1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()		
前安全運転管理者					
備考					

届出書の記載要領

- ※印欄は記載しないこと。
- 安全運転管理者を変更するときは、必ず前安全運転管理者名、解任事由を記入すること。

(注) 届出書には次の書類を添付してください。

- 履歴書
- 住民票の写し
- 管理履歴書 (証明の範囲は安全運転管理者としての管理歴を証明する程度のもの)
- 運転免許を有する安全運転管理者等については自動車安全運転センターの発行する運転記録証明書

別記様式第17号 (第18条関係)

※整理番号	副安全運転管理者に関する届出書										
	長崎県公安委員会 殿										
	届出者の住所・氏名 (法人にあってはその所在地・名称及び代表者の氏名)										
	住所 氏名 (印)										
	(電話)										
選任年月日	年	月	日	自	至	自	至	自	至	自	至
副安全運転管理者氏名	副安全運転管理者を選任したのでお届けします。										
資格要件	1 運転管理の実務経験1年以上	2 運転経歴3年以上	3 公安委員会の認定								
職務上の地位	前副安全運転管理者										
運転経歴の場	免状の種類	免許年月日	氏名	解任年月日 年 月 日							
3年以上の場合	交付年月日	交付年月日	解任事由	1死亡 2退職 3解任 4解任命令 5その他()							
備考											

届出書の記載要領

- ※印欄は記載しないこと。
 - 副安全運転管理者を変更するときは、必ず前副安全運転管理者名、解任事由を記入すること。
- (注)届出書には次の書類を添付してください。
- 履歴書
 - 運転経歴(自動車等の運転免許証の写し)又は管理履歴証明(証明の範囲は副安全運転管理者としての管理歴を証明する程度のもの)
 - 運転免許を有する安全運転管理者等については自動車安全運転センターの発行する運転記録証明書

別記様式第17号 (第18条関係)

※整理番号	副安全運転管理者に関する届出書										
	長崎県公安委員会 殿										
	届出者の住所・氏名 (法人にあってはその所在地・名称及び代表者の氏名)										
	住所 氏名 (印)										
	(電話)										
選任年月日	年	月	日	自	至	自	至	自	至	自	至
副安全運転管理者氏名	副安全運転管理者を選任したのでお届けします。										
資格要件	1 運転管理の実務経験1年以上	2 運転経歴3年以上	3 公安委員会の認定								
職務上の地位	前副安全運転管理者										
運転経歴の場	免状の種類	免許年月日	氏名	解任年月日 年 月 日							
3年以上の場合	交付年月日	交付年月日	解任事由	1死亡 2退職 3解任 4解任命令 5その他()							
備考											

届出書の記載要領

- ※印欄は記載しないこと。
 - 副安全運転管理者を変更するときは、必ず前副安全運転管理者名、解任事由を記入すること。
- (注)届出書には次の書類を添付してください。
- 履歴書
 - 運転経歴(自動車等の運転免許証の写し)又は管理履歴証明(証明の範囲は副安全運転管理者としての管理歴を証明する程度のもの)
 - 運転免許を有する安全運転管理者等については自動車安全運転センターの発行する運転記録証明書

別記様式第18号 (第18条関係)

安全運転管理者 副安全運転管理者 長崎県公安委員会 殿 年 月 日		解 任 届 所在地 事業所 市 郡 町 名称 届出者 (印)	
安全運転管理者等の別及び番号	正・副 第 号	安全運転管理者等の氏名・生年月日	年 月 日 (歳)
職務上の地位	職 務 上 の 地 位	解 任 年 月 日	年 月 日
自動車の使用の本拠	名 称 位 置		
解 任 の 理 由			
備 考			

別記様式第18号 (第18条関係)

安全運転管理者 副安全運転管理者 長崎県公安委員会 殿 年 月 日		解 任 届 所在地 事業所 市 郡 町 名称 届出者	
安全運転管理者等の氏名・生年月日	年 月 日 (歳)	職務上の地位	職 務 上 の 地 位
解 任 年 月 日	年 月 日	自動車の使用の本拠	名 称 位 置
解 任 の 理 由			
備 考			

別記様式第19号 (第19条関係)

第 _____ 号

安全運転管理者の証

事業所名 _____

氏 名 _____

(_____ 年 _____ 月 _____ 日生)

上記の者は、道路交通法第74条の3の規定による安全運転管理者として長崎県公安委員会に届出済みであることを証明する。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

長 崎 県 公 安 委 員 会

別記様式第19号 (第19条関係) 削除

別記様式第20号 (第19条関係)

第 _____ 号

副安全運転管理者の証

事業所名 _____

氏 名 _____

(_____ 年 _____ 月 _____ 日生)

上記の者は、道路交通法第74条の3の規定による副安全運転管理者として長崎県公安委員会に届出済みであることを証明する。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

長 崎 県 公 安 委 員 会

別記様式第20号 (第19条関係) 削除

別記様式第21号 (第20条関係)

<p style="text-align: center;"><u>安全運転管理者</u> <u>証再交付申請書</u></p> <p style="text-align: center;">副安全運転管理者</p> <p style="text-align: center;">長崎県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所 (所在地)</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (名 称)</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> <p>安全運転管理者(副安全運転管理者)証を亡失、滅失又は破損したため再交付されるよう申請します。</p>	
申請者の住所	
申請者の名称又は氏名	
安全運転管理者 氏名 (副安全運転管理者)	年 月 日生
管理者証番号	第 号
亡失、滅失等の て ん 末	

別記様式第21号 (第20条関係) 削除

別記様式第22号 (第21条関係)

安全運転管理者 副安全運転管理者 長崎県公安委員会 殿		届出書記載事項変更届 年 月 日		住所 届出者 氏名 (印)	
変	項目	旧	新		
更	自動車使用台数				
事	自動車使用の本拠の名称及び位置				
項	安全運転管理者等の氏名				
そ	の 他				
使用台数内訳	乗 用 車		大 小 大 普 計	※ 自動車使用台数に変更がある場合には、確実に内訳を記載して下さい。	
	大 中 普 軽 型 通 型 型 型 型	大 中 普 軽 型 通 型 型 型			
安全運転管理者		副安全運転管理者			
安 管 証 番 号		副 安 管 証 番 号			
備 考					

※ 氏名の変更は、同一人物が養子縁組などにより変更した場合に記入すること。

別記様式第22号 (第21条関係)

安全運転管理者 副安全運転管理者 長崎県公安委員会 殿		届出書記載事項変更届 年 月 日		住所 届出者 氏名	
変	項目	旧	新		
更	自動車使用台数				
事	自動車使用の本拠の名称及び位置				
項	安全運転管理者等の氏名				
そ	の 他				
使用台数内訳	乗 用 車		大 小 大 普 計	※ 自動車使用台数に変更がある場合には、確実に内訳を記載して下さい。	
	大 中 普 軽 型 通 型 型 型	大 中 普 軽 型 通 型 型 型			
安全運転管理者		副安全運転管理者			
備 考					

※ 氏名の変更は、同一人物が養子縁組などにより変更した場合に記入すること。

別記様式第24号 (第23条関係)

安全運転管理者 副安全運転管理者 長崎県公安委員会 殿		資格認定申請書 申請者住所 (使用人・代理人) 氏名又は名称 印		年 月 日
下記の者を道路交通法第74条の3 第1項 の規定により 安全運転管理者 として 副安全運転管理者 第1項第2号 の規定により認定を 第2項第2号 選任したいので道路交通法施行規則第9条の9 の規定により認定を 申請します。				
本	籍			
住	所			
ふり 氏	が な 名	生 月 日	年 月 日	日 生
職務上の地位				
安 全 運 転 管 理 者				
認定を受けようとする資格の内容	1 運転管理関与 与3年以上	2 交通安全教育 従事3年以上	3 業務管理 3年以上	4 その他適当 と認められた者
	副 安 全 運 転 管 理 者			
1 運転管理関与 与2年以上	2 交通安全教育 従事2年以上	3 運転免許を受けていた期間 5年以上		
資格要件				

(注)「資格要件」欄には、認定を受けようとする資格内容を次によって記入すること。
 (1) 運転管理及び運転管理関与は、勤務期間、勤務箇所及び職務内容の経歴を記載すること。
 (2) 運転者は、運転免許の種別、免許年月日、免許証番号、交付年月日及び交付公安委員会名を記載すること。
 (3) 適当と認められた者は、その理由を具体的に記載すること。

別記様式第24号 (第23条関係)

安全運転管理者 副安全運転管理者 長崎県公安委員会 殿		資格認定申請書 申請者住所 (使用人・代理人) 氏名又は名称 印		年 月 日
下記の者を道路交通法第74条の3 第1項 の規定により 安全運転管理者 として 副安全運転管理者 第1項第2号 の規定により認定を 第2項第2号 選任したいので道路交通法施行規則第9条の9 の規定により認定を 申請します。				
本	籍			
住	所			
ふり 氏	が な 名	生 月 日	年 月 日	日 生
職務上の地位				
安 全 運 転 管 理 者				
認定を受けようとする資格の内容	1 運転管理関与 与3年以上	2 交通安全教育 従事3年以上	3 業務管理 3年以上	4 その他適当 と認められた者
	副 安 全 運 転 管 理 者			
1 運転管理関与 与2年以上	2 交通安全教育 従事2年以上	3 運転免許を受けていた期間 5年以上		
資格要件				

(注)「資格要件」欄には、認定を受けようとする資格内容を次によって記入すること。
 (1) 運転管理及び運転管理関与は、勤務期間、勤務箇所及び職務内容の経歴を記載すること。
 (2) 運転者は、運転免許の種別、免許年月日、免許証番号、交付年月日及び交付公安委員会名を記載すること。
 (3) 適当と認められた者は、その理由を具体的に記載すること。

別記様式第26号 (第24条関係)

教 習 申 請 書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申請者 (自動車の使用者)

住 所

氏名又は名称



下記の者に、道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号に定める自動車の運転の管理に関する教習を受けさせたいので申請します。

自動車の使用 の本 拠	位 置			
	名 称			
住 氏	所 名			
	氏 名			
教習を受ける資格を得ようとする者 経歴又は運転歴 (経歴については、安全運転管理に関する事項のみを記入すること。)	期 間	年 月 日	職務上の地位	安全運転管理の具体的内容
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		

別記様式第26号 (第24条関係)

教 習 申 請 書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申請者 (自動車の使用者)

住 所

氏名又は名称

下記の者に、道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号に定める自動車の運転の管理に関する教習を受けさせたいので申請します。

自動車の使用 の本 拠	位 置			
	名 称			
住 氏	所 名			
	氏 名			
教習を受ける資格を得ようとする者 経歴又は運転歴 (経歴については、安全運転管理に関する事項のみを記入すること。)	期 間	年 月 日	職務上の地位	安全運転管理の具体的内容
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		

別記様式第29号 (第30条、第32条関係)

緊急自動車 道路維持作業用自動車 指定申請書 長崎県公安委員会 殿 年 月 日 住所 申請者 氏 名 (印)	
用途	車名
車種	自動車登録番号 又は車両番号
型式	型
定員	人
サイレンの 数	個
使用の本拠位置	警光灯・黄色の 灯火の数
所有者又は 管理者の 住所氏名	車台番号
使用者の 住所氏名	個
その他 必要な 事項	

備考 申請者又は所有者・管理者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

別記様式第29号 (第30条、第32条関係)

緊急自動車 道路維持作業用自動車 指定申請書 長崎県公安委員会 殿 年 月 日 住所 申請者 氏 名	
用途	車名
車種	自動車登録番号 又は車両番号
型式	型
定員	人
サイレンの 数	個
使用の本拠位置	警光灯・黄色の 灯火の数
所有者又は 管理者の 住所氏名	車台番号
使用者の 住所氏名	個
その他 必要な 事項	

備考 申請者又は所有者・管理者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

別記様式第31号 (第30条、第32条一第34条関係)

緊急自動車指定書
 道路維持作業用自動車 確認書
 記載事項変更届

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所
 届出者 氏名



変更事項	項目	の変更
変更内容	変更前	変更後
年月日	年月日	
理由		
所有者又は管理者の住所氏名		
指定・確認書	指定・確認番号	指定・確認年月日
	長崎県公安委員会指令第	

別記様式第31号 (第30条、第32条一第34条関係)

緊急自動車指定書
 道路維持作業用自動車 確認書
 記載事項変更届

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所
 届出者 氏名

変更事項	項目	の変更
変更内容	変更前	変更後
年月日	年月日	
理由		
所有者又は管理者の住所氏名		
指定・確認書	指定・確認番号	指定・確認年月日
	長崎県公安委員会指令第	

別記様式第32号（第30条、第32条—第34条関係）

緊急自動車 指定書 道路維持作業用自動車 確認書 再交付申請書 長崎県公安委員会 殿 年 月 日 住所 氏名 届出者 氏名 (印)	
用途	
車種	車名
型式 車台番号	型 自動車登録番号 又は車両番号
使用の本拠位置	
所有者又は管理者の住所氏名	
使用者の住所氏名	
指定書	長崎県公安委員会指令第 号 年 月 日
確認書	長崎県公安委員会指令第 号 年 月 日
再交付を申請しようとする理由	

別記様式第32号（第30条、第32条—第34条関係）

緊急自動車 指定書 道路維持作業用自動車 確認書 再交付申請書 長崎県公安委員会 殿 年 月 日 住所 氏名 届出者 氏名	
用途	
車種	車名
型式 車台番号	型 自動車登録番号 又は車両番号
使用の本拠位置	
所有者又は管理者の住所氏名	
使用者の住所氏名	
指定書	長崎県公安委員会指令第 号 年 月 日
確認書	長崎県公安委員会指令第 号 年 月 日
再交付を申請しようとする理由	

別記様式第33号 (第30条、第32条一第34条関係)

緊急自動車 指定書 道路維持作業用自動車 確認書 長崎県公安委員会 殿 年 月 日 住所 届出者 氏名 (印)	
返納届 年 月 日	指定書番号 年 月 日
指定確認 年 月 日	指定確認 年 月 日
返納の理由	長崎県公安委員会指令第 号 年 月 日

別記様式第33号 (第30条、第32条一第34条関係)

緊急自動車 指定書 道路維持作業用自動車 確認書 長崎県公安委員会 殿 年 月 日 住所 届出者 氏名	
返納届 年 月 日	指定書番号 年 月 日
指定確認 年 月 日	指定確認 年 月 日
返納の理由	長崎県公安委員会指令第 号 年 月 日

別記様式第34号 (第33条、第34条関係)

緊急自動車 道路維持作業用自動車		届出書		年 月 日
長崎県公安委員会 殿		住所 届出者 氏 名		(印)
用途				
車種	車名			
型式	型	自動車登録番号 又は車両番号		
定員	人	車台番号		
サイレンの 数	個	警光灯、黄色 の灯火の数	個	
使用の本 拠位置				
所有者又は 管理者の 住所氏名				
使用者の 住所氏名				
備考				

備考 申請者又は所有者・管理者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

別記様式第34号 (第33条、第34条関係)

緊急自動車 道路維持作業用自動車		届出書		年 月 日
長崎県公安委員会 殿		住所 届出者 氏 名		
用途				
車種	車名			
型式	型	自動車登録番号 又は車両番号		
定員	人	車台番号		
サイレンの 数	個	警光灯、黄色 の灯火の数	個	
使用の本 拠位置				
所有者又は 管理者の 住所氏名				
使用者の 住所氏名				
備考				

備考 申請者又は所有者・管理者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

別記様式第35号の2 (第35条の2 関係)

緊急自動車運転資格審査申請書												年	月	日															
長崎県公安委員会 殿																													
氏名・生年月日		住 所		審査に係る緊急自動車の種類		交付公安委員会		有効期限		年 月 日		年	月	日															
				中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪		公安委員会																							
現 に 受 け て い る 免 許																													
免 許 証 番 号		第一種 二・小・原		免 許		第二種免許						年	月	日															
免 許 の 種 類		大 型		中 型		準 中 型		普 通 特		大 自 二		普 自 二		小 特・原付		牽 引		大 特 二		普 通 二		中 型 二		大 型 二		牽 引		二	
免 許 の 条 件																													
緊急自動車の使用者												所在地																	
												職 名																	
												氏 名																	
														印															

別記様式第35号の2 (第35条の2 関係)

緊急自動車運転資格審査申請書												年	月	日															
長崎県公安委員会 殿																													
氏名・生年月日		住 所		審査に係る緊急自動車の種類		交付公安委員会		有効期限		年 月 日		年	月	日															
				中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪		公安委員会																							
現 に 受 け て い る 免 許																													
免 許 証 番 号		第一種 二・小・原		免 許		第二種免許						年	月	日															
免 許 の 種 類		大 型		中 型		準 中 型		普 通 特		大 自 二		普 自 二		小 特・原付		牽 引		大 特 二		普 通 二		中 型 二		大 型 二		牽 引		二	
免 許 の 条 件																													
緊急自動車の使用者												所在地																	
												職 名																	
												氏 名																	

別記様式第35号の3（第38条関係）

運転免許技能試験車両指定申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住 所
氏 名



下記車両を道路交通法施行規則第24条第7項の規定による運転免許技能試験車両として指定を申請します。

車 種	車 名	
型 式	保険の有無	
登録番号	年 式	
車体番号	登録年月日	
所有者又は 管理者の 住所・氏名		
使用者の 住所・氏名		
備 考		

別記様式第35号の3（第38条関係）

運転免許技能試験車両指定申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住 所
氏 名

下記車両を道路交通法施行規則第24条第7項の規定による運転免許技能試験車両として指定を申請します。

車 種	車 名	
型 式	保険の有無	
登録番号	年 式	
車体番号	登録年月日	
所有者又は 管理者の 住所・氏名		
使用者の 住所・氏名		
備 考		

別記様式第35号の4 (第38条関係)

運転免許技能試験車両指定解除申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住 所
氏 名



運転免許技能試験車両として指定を受けた下記車両について指定の解除を申請します。

指定番号		指定年月日	
車 名		型 式	
登録番号		年 式	
車体番号		登録年月日	
所有者又は 管理者の 住所・氏名			
使用者の 住所・氏名			
備 考			

別記様式第35号の4 (第38条関係)

運転免許技能試験車両指定解除申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住 所
氏 名

運転免許技能試験車両として指定を受けた下記車両について指定の解除を申請します。

指定番号		指定年月日	
車 名		型 式	
登録番号		年 式	
車体番号		登録年月日	
所有者又は 管理者の 住所・氏名			
使用者の 住所・氏名			
備 考			

別記様式第37号 (第41条関係)

<p>運 転 免 許 証 受 領 書</p> <p>年 月 日</p> <p>長崎県公安委員会 殿</p> <p>受領者氏名 (印)</p>	
受領した免許種別	免許
手数料欄	

別記様式第37号 (第41条関係)

<p>運 転 免 許 証 受 領 書</p> <p>年 月 日</p> <p>長崎県公安委員会 殿</p> <p>受領者氏名</p>	
受領した免許種別	免許
手数料欄	

別記様式第38号の6（第42条関係）

長公委(運免)第 号
年 月 日

正 =

様

相談終了番号 号

長崎県公安委員会 印

安全運転相談終了書

相談終了日	年 月 日
相談場所	<input type="checkbox"/> 運転免許管理課 <input type="checkbox"/>
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
受けようとする免許	
現に受けている免許	有・無
相 談 の 内 容	<input type="checkbox"/> 医学的な安全運転相談 <input type="checkbox"/> 身体の障がいに係る安全運転相談 <input type="checkbox"/> 体格 <input type="checkbox"/> 上肢 <input type="checkbox"/> 下肢 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他
運転する場合の 必要な条件	
相 談 結 果	長崎県警察本部運転免許管理課 運転免許試験場 安全運転相談係 電話 0957-53-2128 (内線)

※ 今後、長崎県公安委員会に対し運転免許の申請又は運転免許の更新の申請をされる場合は、この終了書を持参してください。

長公委()第 号

運転適性相談終了書

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
相 談 番 号	
相 談 終 了 日	
相 談 意 向	

今後、 以内に、当公安委員会に対し、運転免許の申請又は運転免許証の更新の申請を行う場合は、本終了書を持参することをお勧めします。

年 月 日

長崎県公安委員会 印

別記様式第40号（第45条の2関係）

運輸経歴証明書交付申請書 年 月 日 長崎県公安委員会 殿 申請者氏名 連絡先 印	手数料欄
--	------

別記様式第40号（第45条の2関係）

運輸経歴証明書交付申請書 年 月 日 長崎県公安委員会 殿 申請者氏名 連絡先	手数料欄
---	------

別記様式第41号 (第45条の2関係) 表

所轄署

運転経歴証明書 (再交付) 申請書・記載事項変更届出書 (登録票)

長崎県公安委員会

年 月 日

区分

交付 再交付 亡失・滅失等 旧経歴証明書有り 記載事項変更

免許用写真
50mm以内は撮影された日
 縦向き、上三分身、脱衣
 白背景、黒髪、黒目の中
 清潔で、顔は顔影に
 対して正面を向かせること

生年月日	大正	昭和	平成	年	月	日
	2	3	4			

フリガナ 氏名

住所

連絡先 自宅 勤務先

免許証番号

大	中	準	大	大	大	普	大	牽
型	型	型	型	型	型	通	特	引
型	型	通	通	付	付	二	二	二
型	型	通	通	付	付	二	二	二

記載事項 変更

氏名 年 月 日

住所 年 月 日

交付 年 月 日

運転経歴証明書
(自動車等の運転はできません)

写真

番号 第 年 月 日 種 類

二小原 年 月 日 種 類

他 年 月 日 種 類

二種 年 月 日 種 類

長崎県 公安委員会印

別記様式第41号 (第45条の2関係)

※この用紙は折り曲げないでください

免許用写真
50mm以内は撮影された日
 縦向き、上三分身、脱衣
 白背景、黒髪、黒目の中
 清潔で、顔は顔影に
 対して正面を向かせること

運転経歴証明書 (再交付) 申請書・記載事項変更届出書 (登録票)

申請日 年 月 日

※本枠の欄、変更した事項の記載をしてください。
 なお、申請取消と同様の場合は申請書の添付の必要はありません。
 再交付の場合は再立書の記載をお願いします。

長崎県公安委員会 殿

区分

交付 再交付 亡失・滅失等 旧経歴証明書有り 記載事項変更

フリガナ 氏名

住所

連絡先 自宅

新フリガナ

新氏名

新住所

新生年月日

性別 男女

申請書

区 分

交付 再交付 亡失・滅失等 旧経歴証明書有り 記載事項変更

フリガナ 氏名

住所

連絡先 自宅

新フリガナ

新氏名

新住所

新生年月日

性別 男女

申請書

区 分

私は運転経歴証明書を亡失・滅失したので再交付申請を行います。
 私は運転経歴証明書が破損したので再交付申請を行います。
 その他

私は、不正に再交付を受けて運転経歴証明書を2通持ったことが発覚していることや、亡失・滅失した運転経歴証明書を発見した際には、速やかに返納しなければならないことは知っています。
 これに違反しないことを誓います。

氏 名

運転経歴証明書 年 月 日

住所 年 月 日

交付 年 月 日

運転経歴証明書
(自動車等の運転はできません)

写真

番号 第 年 月 日 種 類

二小原 年 月 日 種 類

他 年 月 日 種 類

二種 年 月 日 種 類

長崎県 公安委員会印

別記様式第41号（第45条の2関係）裏

別記様式第41号（第45条の2関係）裏 削る

運転経歴証明書亡失・滅失てん末書		年 月 日
長崎県公安委員会 殿		
亡失・滅失 の 日 時	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分	分類から 分類までの間
亡失・滅失 の場所(区間)		
亡失・滅失 の 状 況	上記日時場所において	
過去の再交 付 件 数	無 有	1回 2回 3回
<p>私は、不正に再交付を受けて運転経歴証明書を2通持つことが禁止されていることや、亡失・滅失した運転経歴証明書を発見した時には、速やかに返納しなければならぬこととは知っています。 これに違反しないことを誓います。</p>		
氏名		印
取扱者氏名		印

附 則

- 1 この規則は、令和2年11月20日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の長崎県道路交通法施行規則別記様式第7号及び別記様式第8号による用紙で、現に残存するものは、当分の間、それぞれ、この規則による改正後の別記様式第7号及び別記様式第8号の様式に代えて使用することができる。

発行者
長崎県
尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一
一一
四一

印刷所
長崎県
権島町八番十二号

株式会社
クイック
プリント
田宏
弥ト